

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届出 (政策企画課)	1
◎告示（「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定）の一部改正 (")	1
◎告示（「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託）の一部改正 (")	1

告 示

高知県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により指定納付受託者の事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称
 (変更前) 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階
 株式会社アイモバイル
 (変更後) 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
 株式会社アイモバイル

- 2 変更年月日
令和6年7月17日

高知県告示第460号

令和6年4月高知県告示第253号（「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年7月19日

高知県知事 濱田 省司

表中「東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階」を「東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階」に改める。

高知県告示第461号

令和6年4月高知県告示第262号（「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和6年7月19日

高知県知事 濱田 省司

表中「東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階」を「東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階」に改める。